**避難確保計画　作成の手引き**

令和４年８月

近年、全国各地でさまざまな自然災害が発生しており、平成28年8月に発生した台風10号では、高齢者福祉施設で多くの方が犠牲になるなどの被害が発生しました。

　これを受け、平成29年６月・令和３年５月に水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律が改正されました。

　この法改正により、要配慮者利用施設の所有者または管理者の方に、次のような義務が課されています。

* 「避難確保計画」の作成
* 「避難確保計画」を作成（または変更）した旨を市へ報告
* 「避難確保計画」に基づく避難訓練
* 実施後１か月以内をめどに、避難訓練を実施した旨を市へ報告

避難確保計画とは？

水害や土砂災害が発生するおそれがある施設が、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。

どうやって作ればいい？

　施設利用者が円滑かつ迅速な避難が出来るように必要な事項（防災体制や訓練についても含む）がまとめられていれば、様式は問いません。

　八尾市では、参考となる「避難確保計画のひな形」もご用意していますので、ご活用ください。

 年　　　月　　　日

以下は、八尾市で用意した「ひな形」を利用する際の補足です。

八尾市長　　様

押印はなくても差し支えありません。

（施設名）

（住　所）

（施設所有者）

※所有者と同じであれば記載不要。

（住　所）

※法人の場合は、名称及び代表者名

（施設管理者）

避難確保計画作成（変更）報告書

 別添のとおり、水防法第15条の３及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律第８条の２に基づき、避難確保計画を作成（変更）したので報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 |  |
| 施設の用途 |  |
| 連絡先 | 担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX |  |
| e-mail |  |
| ※受付印 | ※備考 |
|  |  |

※印の欄は記入不要

**年　　　月　　　日**

必要に応じて加除修正を行っても構いません。

**「　　　　　　　（施設名）」における避難確保計画**

**第1節　総則**

**１　目的**

この計画は、水防法第15条の３第１項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の２第１項の規定に基づくものであり、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　避難確保計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務または施設を利用する全ての者に適用する。

**３　計画の報告**

　計画を作成した時、また変更した時は、チェックリストを添えて八尾市へ報告を行う。

**第２節　防災体制**

**１　施設が有する災害リスク等について**

|  |
| --- |
| 土砂災害（警戒区域等に位置するか） |
| □□□ | 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）該当なし |
| 水害（洪水浸水想定区域に位置するか） |
| □□□ | 大和川寝屋川流域該当なし |

ハザードマップや市HP「土砂災害が発生するおそれがある区域について」を参考にして、施設が危険な区域内にあるかどうかをご確認ください。

水害については、ハザードマップで確認するほか、地域防災計画第３部資料編　資料32に記載のある施設の場合はそちらでも確認可能です。

【例】

「大和川」「寝屋川流域」の各欄に、浸水深が記載されていれば該当河川にチェックする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 大和川 | 寝屋川流域 |
| 施設A | - | 0.5ｍ未満 |
| 施設B | 1.0～2.0ｍ未満 | 0.5ｍ未満 |

施設A　→　「寝屋川流域」のみチェック

施設B　→　「大和川」「寝屋川流域」の両方にチェック

**２　災害発生時に取る体制について**

・「体制確立の時期」に合わせて、次の防災体制にて対応する。

それぞれの色は　警戒レベル　を示しています。

河川の水位による警戒レベルや、避難情報・気象情報の警戒レベルを参考にしながら、「体制」を整え、行動することを定める項目になります。

関連様式として、「防災体制一覧表」（提出不要）も作成しましょう。

（既存のものでも良い。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 体制確立の時期 | 活動内容 | 対応要員(※1) |
| 注意体制 | 【警戒レベル２】・大雨、洪水注意報の発表・「台風に関する情報」の発表・河川の氾濫注意情報（氾濫注意水位/氾濫に対する注意を求める段階）の発表（※２） | ・気象情報等の情報収集・使用する資器材の準備・統括管理者への情報報告 | 情報連絡班装備品等準備班 |
| 警戒体制 | 【警戒レベル３】・警戒レベル３高齢者等避難の発令・大雨(洪水・土砂災害)、洪水警報の発表・河川の氾濫警戒情報（避難判断水位/氾濫に対する警戒を求める段階）の発表（※２） | ・気象情報等の情報収集・保護者への連絡・要配慮者の避難開始 | 情報連絡班避難誘導班 |
| 非常体制 | 【警戒レベル４】・警戒レベル４避難指示の発令・土砂災害警戒情報の発表・河川の氾濫危険情報（氾濫危険水位/いつ氾濫してもおかしくない状態）の発表（※２） | ・気象情報等の情報収集・施設内全体の避難誘導 | 全職員で対応 |

※１　様式「防災体制一覧表」のとおり

※２　八尾市内の**洪水予報河川の基準水位**は次のとおり

（NHKのｄボタンの防災情報等で、現在の河川水位情報の確認が可能）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水系等（※３） | **大和川** | **寝屋川水系　寝屋川流域** |
| 河川名（観測所） | 大和川（柏原） | 恩智川（恩智川治水緑地） | 楠根川（萱振大橋） | 平野川（太子橋） | 第二寝屋川（昭明橋） |
| 氾濫注意水位（水防団が出動する　目安となる水位） | **3.20ｍ** | **7.05ｍ** | **1.90ｍ** | **2.00ｍ** | **3.40ｍ** |
| 避難判断水位（避難情報発表の目安となる水位） | **4.50ｍ** | **7.20ｍ** | **3.16ｍ** | **3.44ｍ** | **4.40ｍ** |
| 氾濫危険水位（洪水により河川が氾濫　するおそれのある水位） | **5.10ｍ** | **7.35ｍ** | **3.21ｍ** | **3.54ｍ** | **4.55ｍ** |

※３　第２節　防災体制「１　施設が有する災害リスク等について」の「水害」欄で選択した水系を指す。

**第３節　情報収集及び伝達**

災害発生に備えどんな情報を収集し、伝達するのかを定める節です。

関連様式として、「緊急連絡網」（提出不要）も作成しましょう。

（既存のものでも良い。）

**１　情報収集**

・収集する主な情報および収集方法は、以下のとおりとする。

・停電時はラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、停電に備えて、乾電池、バッテリー等の備蓄に努める。

・収集した情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、危険な前兆がないか等を施設内から確認を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収集すべき情報 | 入手先 |
| 共通の情報 | 【防災気象情報（気象庁）】・早期注意情報（警報級の可能性） | ・テレビ、ラジオ、気象庁HP・防災アプリ、メール通知サービス（おおさか防災ネット） |
| ・避難情報警戒レベル3　高齢者等避難警戒レベル4　避難指示警戒レベル5　緊急安全確保・避難所の開設状況 | ・テレビ、ラジオ、市ＨＰ、おおさか防災ネット・メール通知サービス（おおさか防災ネット）、緊急速報メール　等 |
| 道路の通行止め情報 | ・日本道路交通情報センターのHP　等 |
| 洪水・雨水出水 | ・注意報、警報（大雨・洪水）・大雨特別警報・キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布） | ・テレビ、ラジオ、気象庁HP、おおさか防災ネット・メール通知サービス（おおさか防災ネット） |
| ・洪水予報氾濫注意情報、氾濫警戒情報氾濫危険情報、氾濫発生情報 | ・川の防災情報のＨＰ（国交省）・大阪府河川防災情報のＨＰ |
| 土砂災害 | ・注意報、警報（大雨（土砂災害））・大雨特別警報・土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | ・テレビ、ラジオ、気象庁HP、おおさか防災ネット |

**２　情報伝達**

・別紙「緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、「１　情報収集」で収集した情報を施設内関係者間で共有する。

・避難を開始する際には、施設利用者用緊急連絡網等に基づき、その旨を連絡する。

・避難完了後、避難場所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、施設利用者用緊急連絡網等に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

**第４節　避難誘導等**

避難に関することをまとめた節です。

関連様式として、「避難経路図」（**要提出**）も作成しましょう。

（既存のものでも良い。）

**１　避難場所**

|  |  |
| --- | --- |
| 避難場所（名称） |  |
| 　　　　（住所） |  |
| 屋外避難が難しい場合（※１） | 本施設の（　　　）階以上に移動する（施設の浸水想定より上階層が高いか事前に確認する。） |
| 避難を始めるタイミング | 第２節　防災体制「２　災害発生時に取る体制について」に基づく（※２） |
| 避難経路 | **別紙「避難経路図」**のとおり |

※１　土砂災害が警戒される場合は、上層階ではなく早い段階で屋外へ避難する。

※２　周辺の状況にあわせて、危険が迫っている・危険であると判断した場合は、臨機応変に判断し、避難を開始する。

**２　避難誘導方法**

・避難場所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。やむを得ず車による避難を行う場合は、避難経路等について確認の上、実施する。

・夜間の屋外避難については、避難者が誘導員を識別しやすいように電池式照明器具を用い、誘導用ライフジャケット（又は明るい色の衣類）を着用し誘導にあたる。

記載のものは、国交省の様式例を並べたものです。施設の状況等に応じて、加除修正して構いません。

また、緑部分は提出時には削除してください。

**３　避難確保を図るための設備等の配備**

・情報収集、伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。

また、日頃から維持管理に努め、新たに必要なものがないか等適宜見直しも行う。

（必要に応じて、設備や物品を追記・削除してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 分類 | 設備等 |
| 設備 | エレベーター、上下階の移動のできる大型スロープ、車いす、非常用電源、土のう、止水板、階段昇降機 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、インターネットに接続したパソコンやタブレット端末、固定電話、ファックス、携帯電話、スマートフォン、電池 |
| 避難誘導 | 名簿（施設利用者）、案内旗、ビブス、懐中電灯、ハンドマイク（拡声器）、雨具、ライフジャケット（明るい色の衣服）、ヘルメット、避難ルートを示したマップ（避難経路図）、救急用品、移動用車両 |
| 避難生活 | 水、食料、衛生用品、衣料品、電池、携帯充電器 |
| その他 |  |

避難訓練等に関する節です。

年１回の避難訓練の実施と、その結果を報告することが義務づけられています。

**第５節　防災教育及び訓練の実施**

・災害発生に備え、年１回以上の訓練を行い、実施後１か月を目途に市に訓練報告書を提出する。

・必要に応じて避難確保計画の内容を職員や、利用者等に周知する。

（第６節は設置する場合のみ記載し、設置しない場合は本節を削除してください。）

自衛水防組織に関する節です。

設置は義務ではありませんので、設置した場合のみ必要項目を記入してください。

設置しない場合は、第６節と次ページの別表１・２は削除してください。

**第６節　自衛水防組織の業務**

（１）下記「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

・毎年　　　月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。

・毎年　　　月に自衛水防組織の全構成員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、市町村長へ報告する。

|  |
| --- |
| **自衛水防組織活動要領**（自衛水防組織の編成）第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。（１）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。４　自衛水防組織に、班を置く。(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。(３) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。（自衛水防組織の運用）第２条　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。（自衛水防組織の装備）第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。（自衛水防組織の活動）第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。 |

**別表１　自衛水防組織の編成と任務**

|  |  |
| --- | --- |
| 統括責任者 |  |
| （代行者） |  |

**┃**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **┣** | 総括・情報班 | 担当者 | 役割 |
| **┃** | 班長 |  | ・状況の把握・洪水予報等の情報の収集・情報内容の記録・館内放送等による情報伝達・関係者及び関係機関との連絡 |
| **┃** | 班員 |  | 名 |
| **┃** | ① |  |
| **┃** | ② |  |
| **┃** | ③ |  |
| **┃** | ④ |  |
| **┃** | ⑤ |  |
| **┗** | 避難・誘導班 | 担当者 | 役割 |
|  | 班長 |  | ・避難誘導の実施・未避難者、要救助者の確認 |
|  | 班員 |  | 名 |
|  | ① |  |
|  | ② |  |
|  | ③ |  |
|  | ④ |  |
|  | ⑤ |  |

**別表２　自衛水防組織装備品リスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 総括・情報班 | ●名簿（施設職員、利用者等）●● |
| 避難・誘導班 | ●第４節「３　避難確保を図るための設備等の配備」に記載のもの。●● |

|  |
| --- |
| **避難経路図** |
| （防災マップやwebマップ等に避難経路を明記したものを添付してもよい。） |